



新型コロナウイルス感染症等を踏まえ

# 持続的経営のためのリスク対策と法実務

～緊急事態宣言下における事業継続のあり方とその実践～

講師



丸の内総合法律事務所  
パートナー・弁護士 **中野 明安**

なかの  
あきやす  
**中野 明安**

(敬称略)

開催日時 ▶ 2020年 6月10日(水)

午前9時30分～午後1時30分 (開場：午前9時)

会場 ▶ JPIカンファレンススクエア

東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル ☎ 03-5793-9761

民間参加費 ▶ 1名 33,550円 (資料代・消費税込)  
2人目以降 28,550円 (社内または関連会社で同時お申込みの場合)

✳東京メトロ日比谷線「広尾駅」3番出口 徒歩3分✳  
① 中目黒方面行きにご乗車の場合は最後尾、北千住方面行きにご乗車の場合は最前車輦。  
② 3番出口を出て右手に250歩程進み、最初の信号「広尾学園前」先の赤レンガビル。  
③ 1階に輸入車のショールームがあり、ビルの中央に入口。

行政参加費 ▶ 国家公務員・地方自治体職員の方は、1名 16,500円 (資料代・消費税込)

講義概要・項目

新型コロナウイルス感染拡大から緊急事態宣言が発令され、都道府県知事が各種措置を示している。その中でも企業はその存続をはかるため、自らの事業を何らかの形で継続して行くことが求められる。外出自粛、休業要請がなされている厳しい状況下で、どのような方法を用いて事業継続をはかるべきか、各種災害事例などを参考に解説を試みる。また、事業自粛と損害賠償、貸金支払問題や家賃支払い義務の問題なども解決を加える。

- 緊急事態宣言下の事業者への休業要請と営業自粛の法的な検証
  - 施設使用停止の要請と休業は同義か (2) 施設使用停止の要請の法的意義について (試論)
  - 営業自粛をする場合の留意点
- 事業者の緊急事態宣言下での事業継続の試みとその評価
  - 自粛要請に従う事業者と従わない事業者についての法的意義 (2) 緊急事態宣言下における事業継続の試みの紹介
  - 大規模災害時における事業継続の取り組みから得られる教訓
- 事業自粛における法的諸問題についての考え方
  - イベント中止、契約キャンセルによる損失の分担について
  - 施設使用停止が要請された事業者の家賃支払義務について
  - 緊急事態宣言下における飲食店等の営業不振と家賃の支払義務
- 関連質疑応答
- 名刺交換会 講師及び参加者間での名刺交換会を実施いたします。

【講師略歴】

1986年成蹊大学法学部卒業、1988年司法試験合格、1989年司法修習(第43期)、1991年弁護士登録(第二東京弁護士会)  
丸の内総合法律事務所入所、2020年4月から関東弁護士会連合会副理事長  
2009年～2016年 日本弁護士連合会 災害復興支援委員会委員長  
その他、一時滞在施設の確保に関するワーキンググループ(内閣府)有識者委員、新型インフルエンザ等対策有識者会議(東京都)委員(社会機能部会委員)、日本渡航医学会新型インフルエンザガイドライン改訂版作成ワーキンググループ委員、災害総合支援機構副代表理事(現任)、トラベラーズワクチンフォーラム研修企画委員会委員(現任)、日本渡航医学会産業保健委員会委員(現任)、株式会社ベクター社外監査役(現任)、今後の帰宅困難者対策に関する検討会議(東京都)委員、ちば医経熟病院経営スペシャリスト養成プログラム講師(現任)、関東弁護士会連合会常務理事、(株)オリエンタルランド社外監査役、日鉄ソリューションズ(株)社外監査役、アグレ都市デザイン(株)社外監査役(現任)、(株)ベクター社外監査役(現任)、(株)JALUX社外監査役等歴任  
弁護士としては会社法、労働法(労務人事)、企業における災害対策、リスクマネジメントを含む企業法務全般に関するアドバイザー及び訴訟活動を業務範囲とする。  
<所属協会・団体・学会等> ・第二東京弁護士会・関東弁護士会連合会・日本弁護士連合会・災害復興まちづくり支援機構  
・災害総合支援機構・国際災害対策支援機構・日本災害復興学会・日本渡航医学会

○ 参加費

民間参加費 ▶ 1名 33,550円(資料代・消費税込) 2人目以降 28,550円 (社内または関連会社で同時お申込みの場合)

行政参加費 ▶ 国家公務員・地方自治体職員の方は、1名 16,500円 (資料代・消費税込)

【参加申込方法】

- ① 申込用紙にご記入の上、FAX(添状不要)でお送りください。ホームページ・E-mailでのお申込みも受付けております。
- ② 折返し受講証、会場地図、請求書、振込依頼書をメールで送らせていただきます。(お申込日から3日過ぎても届かない場合はご連絡ください。)

【お支払い方法】

- ① 原則としてお送りした振込依頼書をご利用いただき、開催前日までにお振込みをお願いいたします。振込口座はセミナー毎に変わります。
- ② 取引銀行としてご登録の場合は、  
三井住友銀行 本店営業部 当座預金 NO. 4254161 (株)日本計画研究所 (カブシキガイシャ ニホンケイカクケンキュウシヨ) でお支払いいたします。(お振込みの際、セミナー番号を入れていただければ幸いです。) ※ 振込手数料はご負担願います。
- ③ ATM等でお振込みの場合は、お名前の前に受講証の右下整理番号(9桁)を入れてください。
- ④ 当日、会場でお支払いはご容赦ください。 ⑤ 「振込金受取書」にて領収証に代えさせていただきます。
- ⑥ お支払いは原則として開催前日までとなっておりますが、貴社のお支払いサイクルがございましたら、お振込予定日をご記入ください。  
お振込予定日 ( 月 日 )

【セミナーのキャンセルとご欠席】

- ① お客様のご都合でキャンセルされる場合は必ず開催1週間前(2020年6月3日)17時までにFAX又はE-mailにてご連絡ください。その後のキャンセルは、お受けいたしかねます。
- ② 万一、ご本人様のご欠席の場合は、1)代理の方のご参加、または2)当日配付の資料発送をもってご出席に代えさせていただきます、ご参加費を全額申し受けさせていただきますので、ご了承ください。

【その他ご案内】

- ① 本セミナーは、ご参加者限定の特別セミナーのため、講義の録音、録画、撮影は固くお断りいたします。
- ② 災害時緊急避難場所は、会場から徒歩5分「有栖川宮記念公園」です。

**日本計画研究所**  
JAPAN PLANNING INSTITUTE  
〒106-0047 東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル  
URL <http://www.jpi.co.jp/> お問い合わせ E-mail [info@jpi.co.jp](mailto:info@jpi.co.jp)

ホームページ [www.jpi.co.jp](http://www.jpi.co.jp) からの申し込みもできます  
申込受付FAX 03-5793-9767  
お問い合わせ ☎ 03-5793-9765

2020年6月10日(水) 開催 第15052回  
「丸の内総合法律事務所:持続的経営のためのリスク対策と法的実務」

ホームページ【[www.jpi.co.jp](http://www.jpi.co.jp)】からの申し込みは、  
検索画面よりセミナー番号を **15052**

(フリガナ) 申込記入欄 年 月 日

会社・  
団体名

所在地 〒

電話 ( ) - FAX ( ) -

参加者氏名(フリガナ)	所属部署・役職名
	E-mail
	E-mail

■今後のセミナーやご優待情報を他に先駆けて送らせていただきますので、メールアドレスをご記入いただければ幸いです。

備考欄

■個人情報の取扱いについて (必ずお読み下さい)

ご参加のお申込みにあたり、お客様から氏名、住所等の個人情報のご提出をお願いしております。以下のサイトをご確認の上、ご同意いただける場合のみ、個人情報のご提出をお願いします。また、お申込みをもってご同意いただいたものとみなします。<http://www.jpi.co.jp/info/privacy.shtml>  
なお、サイトをご覧になることができない場合、または上記に関するご質問等がございましたら、以下までお問い合わせください。  
【日本計画研究所 個人情報保護窓口 東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル 電話番号 03-5793-9761 [info@jpi.co.jp](mailto:info@jpi.co.jp)】

編集・企画 企画開発部第四課

今回、当該セミナーにご参加されなくても、メールアドレスをご記入いただければ次回以降E-mailでご案内いたします。  
メールアドレスのみご登録のかたは右記へ☑を入れてください。